

令和4年7月15日からの大雨による災害 被災者支援のお知らせ

令和4年8月

このたびの令和4年7月15日からの大雨による災害により被災された皆様には、心からお見舞い申し上げます。

この「被災者支援のお知らせ」は、被災された方々が一日も早く安全・安心な生活を再建できることを願い、そのための支援制度をまとめたものです。

詳しくは、各支援制度担当課または最寄りの総合支所担当課にお問合せください。

※現在 災害判定調査中であり、被害状況が確定していないため、支援制度の内容については今後変更する場合があります。

も く じ	◇ 「災害証明書」について ◇ 「被災証明書」について	p. 1
	1. 住まいの確保・再建のための支援	
	■ 宅地等の災害復旧費用の助成	p. 2
	■ 宅地背後地災害復旧費用の助成（急傾斜地等災害復旧助成）	p. 2
	■ 被災住家の災害ごみ処理手数料の免除	p. 3
	2. 農林業者・中小企業者等への支援	
	■ 農地復旧費の助成	p. 3
	■ 農業用施設復旧費用の助成	p. 3
	■ 園芸施設等復旧費用の助成	p. 4
	■ 畜産施設復旧費用の助成	p. 4
	■ 森林復旧費用の助成	p. 4
	■ 中小企業災害復旧融資等利子の助成	p. 5
	3. 経済・生活面の支援	
	■ 水道料金の減免	p. 5
	■ 下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽使用料の減免	p. 5
	■ 生活福祉資金の貸付	p. 6
	■ 生活安定資金の貸付	p. 6
	■ 国民年金保険料の免除	p. 6
	■ 個人市県民税、固定資産税、国民健康保険税の徴収猶予	p. 7
	■ 介護保険料の徴収猶予	p. 7
	■ し尿くみ取り手数料の助成	p. 7

「り災証明書」について



総務部税務課
☎22-1121

「り災証明書」の被害判定区分によって支援内容が異なる場合がありますので、被害判定区分（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊）をお確かめのうえ、各制度の内容をご確認願います。

◆被害状況調査

被害状況調査は、栗原市が「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づいて、建物の所有者等からの依頼を受け、建物の損傷の程度及び状況を調査し、被害の程度を判定します。

まだ、「り災証明書」発行のための被害状況調査がお済でない方は、速やかに調査申請を行ってください。

◆申請期限 令和4年8月31日まで

◆申請先

税務課、または各総合支所市民サービス課

◆手数料 無料

◆申請に必要なもの

- 被害状況がわかる写真や修繕の見積書など
- 身分証明書（運転免許証など）

◆被害判定の区分

災害による住家の被害判定については、被害状況調査を実施し、次の区分により判定します。

住家の被害判定区分

被害判定区分	被害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上
中規模半壊	30%以上
半壊	20%以上
準半壊	10%以上
一部損壊	10%未満

「被災証明書」について



市民生活部市民課
☎22-3211

被災証明書は、住家以外のもの（店舗、作業場、家財、車など）で、災害による被害があった事を証明する書類です。

◆受付開始 令和4年7月19日から

◆申請先 各総合支所市民サービス課

◆申請方法 各総合支所市民サービス課窓口に備え付けの「被災証明願」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて申請してください。

◆手数料 無料

◆申請時に必要なもの（次の3つのうち、いずれか）

- 被害状況がわかる写真
- 被害状況がわかる関係書類（修理に伴う見積書・領収書など）
- 被害状況の「申立書」（上記1と2を提示できない場合に使用）

※申請時には運転免許証などの身分証明書を持参願います。

※法人所有物などの被害については、法人名及び代表者名での申請をお願いします。

※市に住居登録していない人が市内で被災した際の申請は、問い合わせください。

1. 住まいの確保・再建のための支援

宅地等の災害復旧費用を助成します



建設部建築住宅課
☎22-1153

◆宅地等災害復旧助成とは

住宅に直接被害が及ぶ恐れのある被災宅地の復旧にかかる工事に要した費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

被災した宅地において、住宅に直接被害が及ぶ恐れがあり、宅地の被災証明を受けた方。

◆対象となる工事は

- (1) 宅地に流入した土砂の撤去及び復旧
- (2) 被災した法面の復旧
- (3) 排水施設の復旧
- (4) 被災擁壁の撤去再設置
- (5) 宅地の亀裂等の修復

※令和5年3月31日までに復旧工事が完了するものに限ります。

◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費の2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円
下限額：2万5千円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、工事見積書(写)、工事図面、被災写真等

◆申請期間は 令和5年1月31日まで

宅地背後地災害復旧費用を助成します



建設部建設課 ☎22-1152
各総合支所市民サービス課

◆宅地背後地災害復旧助成とは

急傾斜地崩壊危険箇所等に指定されている宅地背後地が被害を受け、対策工事を必要とする場合、対策工事の費用の一部を助成します。

◆対象となる方は

急傾斜地崩壊危険箇所等に指定されている宅地背後地が、土砂崩壊や土砂流入などで被害があり、対策工事を必要とする栗原市に居住する土地所有者もしくは管理者、被災宅地の所有者もしくは使用者。

◆対象となる工事は

- (1) 土砂の撤去（建物内は不可）
- (2) のり面整正及び保護
- (3) 擁壁等の設置（被害を受けた既存擁壁の除去を含む）

※令和5年3月31日までに復旧工事が完了するものに限ります。

◆補助の内容は

1. 補助率 対象工事費の2分の1以内
2. 補助金 上限額：100万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、工事見積書(写)、工事図面、被災写真、位置図等

◆申請期間は 令和5年1月31日まで

被災住家の災害ごみ 処理手数料を免除します



市民生活部環境課 ☎22-3350
栗原市クリーンセンター ☎52-3080
各総合支所市民サービス課

◆被災住家の災害ごみの処理手数料免除とは

下記の「対象となる方」が、栗原市クリーンセンターに災害ごみを直接搬入した場合、処理手数料を免除します。

※ただし、栗原市クリーンセンターまでの収集運搬費は自己負担となります。

◆対象となる方は

災害により住家が被災し、り災証明書の交付を受けた方。

◆対象となる災害ごみの種類は

- (1) 燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ
※栗原市クリーンセンターで処理できるものに限る。
- (2) 家電4品目（テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン）

◆対象外のごみは

タイヤ、がれき、パソコンなど、栗原市クリーンセンターで処理できないもの

◆受付場所は 栗原市クリーンセンター

◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書(写)

◆申請期間は

令和4年8月31日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

※受付時間は、午前8時30分から午前11時30分、午後1時から午後4時30分

2. 農林業者・中小企業者等への支援

農地の復旧費を助成します



農林振興部農村整備課 ☎22-1138
各総合支所市民サービス課

◆農地復旧費用の助成とは

農地に被害を受け、農地を自己負担により復旧する場合、建設業者等へ依頼した費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により農地に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金(1箇所あたり) 上限額：6万5千円
下限額：1万5千円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

農業用施設の復旧費用を 助成します



農林振興部農村整備課 ☎22-1138
各総合支所市民サービス課

◆農業用施設復旧費用の助成とは

所有する農業用施設に被害を受け、施設を自己負担により復旧する場合、建設業者等へ依頼した費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により所有する農業用施設に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金(1箇所あたり) 上限額：6万5千円
下限額：1万5千円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

◆対象となる施設は

1. ため池・用排水路・揚水ポンプ施設等
2. その他耕作に必要な施設

園芸施設等の復旧費用を 助成します



農林振興部農業政策課 ☎22-1135
農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆園芸施設等復旧費用の助成とは

災害により被害を受けた園芸施設等を復旧する場合、その費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により園芸施設等に被害を受けた方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 対象経費 育苗ハウスを含むハウス類、園芸用空調設備・給排水管設備等の復旧に要する経費

2. 補助率 保険等の補償額を差し引いた費用の2分の1以内

3. 補助金 上限額：20万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

畜産施設の復旧費用を 助成します



農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆畜産施設復旧費用の助成とは

災害により被害を受けた畜産施設を復旧する場合、その費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により畜産施設に被害を受け、現在家畜を飼養している方（法人等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 対象経費 畜産施設（畜舎、堆肥舎、飼料保管庫、草地、パドック）の復旧に要する経費

2. 補助率 保険等の補償額を差し引いた費用の2分の1以内

3. 補助金 上限額：20万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

森林復旧費用を助成します



農林振興部農林畜産課 ☎22-1136
各総合支所市民サービス課

◆森林復旧費用の助成とは

災害により森林に被害を受け、国・県等の補助事業に該当しない森林を自己負担により復旧する場合、土砂等の撤去に要する費用の一部を助成するものです。

◆対象となる方は

災害により森林に被害を受けた森林所有者（生産森林組合等を含む）

※令和5年3月31日までに工事完了が見込まれるもの

◆補助の内容は

1. 補助率 2分の1以内
2. 補助金(1箇所あたり) 上限額：100万円
下限額：5万円

◆申請に必要なものは

申請書、被災証明書(写)、位置図、被災写真、見積書または領収書

◆申請期間は 令和5年2月28日まで

中小企業災害復旧融資の利子を助成します



商工観光部産業戦略課
☎22-1220

◆中小企業災害復旧融資利子助成金とは

災害により被害を受けた中小企業者が、金融機関等から事業を再建するために復旧資金（県資金等）の融資を受けた場合の利子分について助成するものです。

◆対象となる方は

栗原市に本社または主たる事業所を有し、融資機関から復旧資金（県資金等）を借り入れた事業者

◆利子助成率は

- 借入から1年間は融資にかかる利子相当額
- 借入から2年目以降5年目までは貸付金利の2分の1以内

◆利子助成対象限度額は 3,000万円

◆利子助成期間は

資金を借入した日から5年間

◆申請に必要なものは

申請書、金銭消費貸借契約書の写し、償還予定表の写し

◆申請期間は 令和5年4月30日まで

3. 経済・生活面の支援

水道料金を減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆水道料金の減免とは

下記の「対象となる方」の8月・9月請求分（6月・7月使用分）の水道料金を減免するものです。

◆対象となる方は

災害により居住する住宅が被災し、り災証明書の発行を受けた水道使用者

◆減免内容

被災住宅の洗浄に要した水量相当分の水道料金を減免します。

※6月・7月の使用水量と前年同期の使用水量を比較し、前年水量を超えた水量に相当する水道料金を減免します。

◆申請に必要なものは

申請等の手続きは必要ありません。

下水道・農業集落排水・ 合併処理浄化槽使用料を減免します



上下水道部経営課 ☎42-1130
各総合支所市民サービス課

◆下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽使用料の減免とは

下記の「対象となる方」の8月・9月請求分（6月・7月使用分）の下水道等使用料を減免するものです。

◆対象となる方は

災害により居住する住宅が被災し、り災証明書の発行を受けた下水道等使用者

◆減免内容

被災住宅の洗浄に要した水量相当分の下水道等使用料を減免します。

※6月・7月の使用水量と前年同期の使用水量を比較し、前年水量を超えた水量に相当する下水道等使用料を減免します。

◆申請に必要なものは

申請等の手続きは必要ありません。

生活福祉資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活福祉資金貸付制度とは

生活福祉資金貸付制度は、所得の少ない世帯や、障害がある方や高齢者が同居する世帯に対し、低利子または無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

災害により被害を受けた低所得者世帯（市町村民税非課税世帯）、障害者世帯、高齢者世帯（65歳以上の高齢者の属する世帯）

◆貸付限度額 150万円
(福祉費、災害臨時費の場合)

◆利率 保証人あり：無利子
保証人なし：1.5%

◆返済期間は 7年以内
据置期間：貸付金交付後6か月以内

◆申請に必要なものは
申込書、世帯全員分の住民票謄本、本人確認書類、収入確認書類、その他（官公署が発行するり災証明書または被害証明書等）

◆申請期間は 随時受付します。

生活安定資金の貸付が受けられます



栗原市社会福祉協議会地域福祉課
☎23-8087(直通) (栗原市築館薬師三丁目6-2)

◆生活安定資金貸付制度とは

所得の少ない世帯に対し、無利子でお金を貸付けることによって、経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

◆対象となる方は

市内に居住する低所得者で、1年以上市内に居住する世帯（被保護世帯を含む）

◆貸付限度額 5万円（特に認めた場合7万円）

◆利率 無利子・無担保

◆返済期間は 1年以内（据置期間2か月）

◆申請に必要なものは
申込書、市内に居住する保証人1名及び民生委員の面談が必要です。

◆申請期間は 随時受付します。

国民年金保険料を免除します



各総合支所市民サービス課、またはお近くの年金事務所（古川年金事務所 ☎0229-23-1200）

◆災害による国民年金保険料の特例免除とは

下記の条件を満たす方の国民年金保険料が、申請に基づき全額免除されるものです。

◆対象となる方は

被災により、国民年金保険料の納付が困難になったとき、次の特例免除が適用される条件を満たす国民年金第1号被保険者（注1）

○特例免除が適用される条件 被保険者、世帯主、配偶者等が所有する住宅、家財、住宅以外の建物、宅地、田畑等が流出、全壊、半壊、土砂流入等の被害を受け、その被害がもっとも大きい財産にかかる被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額は除きます）が、その価格のおおむね2分の1以上であるとき

◆申請期間は 対象となる期間から2年間

◆対象となる期間は
令和4年6月分から令和6年6月分

◆減免割合 全額免除

◆申請に必要なものは
年金手帳、印鑑、申請書、り災証明書の写しまたは国民年金被災状況届（免除申請書、被災状況届の用紙は窓口にて備え付けています）

（注1）

【第1号被保険者】：20歳以上60歳未満の自営業者、農林漁業事業者、学生、フリーター、無職の方など

【第2号被保険者】：会社員・公務員など

【第3号被保険者】：第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

市県民税、固定資産税、国民健康保険税を 徴収猶予します



総務部税務課
☎22-1121

◆市県民税、固定資産税、国民健康保険税の 徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の市税の徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、財産に相当な損害を受け、または収入が減少したことにより市税を納付することができないことが申請により認められた方

◆申請期限は 各税の納期限前まで

◆猶予される期間は

申請された日から原則1年以内です。

◆申請に必要なものは

申請書、印鑑
被害を証明する資料（見積書など）
収入が著しく減少したこと、もしくは減少することが見込まれることが分かる資料（帳簿など）

介護保険料を徴収猶予します



市民生活部介護福祉課 ☎22-1350
各総合支所市民サービス課

◆介護保険料の徴収猶予とは

下記の「対象となる方」の保険料徴収を一定期間猶予するものです。

◆対象となる方は

災害により、住宅被害のあった方や収入の著しい減少が見込まれる方について、定められた期限内に保険料を納めることが困難と納付相談などで認められた、第1号（65歳以上）被保険者（注2）

（注2）『第1号被保険者』：65歳以上の方

◆猶予される期間は

納期の到来する保険料を対象として、6か月以内で徴収を猶予するものです。

◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書（写）、その他の被災状況を確認できる書類

◆申請期間は 令和4年10月31日まで

し尿くみ取り手数料を 助成します



市民生活部環境課 ☎22-3350
各総合支所市民サービス課

◆し尿くみ取り手数料の助成とは

災害により、くみ取り式便槽（仮設トイレを除く）に浸水被害を受け、くみ取りをした場合、その費用を助成するものです。

◆対象となる方は

り災証明書または被災証明書対象住家の便槽（仮設トイレを除く）が浸水し、令和4年9月30日までくみ取りを行った世帯

◆助成内容は

くみ取り手数料の2分の1
（ただし、1世帯1回に限る）

◆申請に必要なものは

申請書、り災証明書または被災証明書の写し、し尿くみ取り事業者が発行した領収書

◆申請期間は 令和4年9月30日まで

支援制度に関する情報は、こちらでもご覧になれます。

■栗原市ウェブサイト <https://www.kuriharacity.jp/>